令和８年度 第１回 岡山県環境審議会 水質部会

資　料

１　概要説明

水質保全行政の概要について‥‥‥

水質保全行政の概要

1　水質保全対策

公共用水域等の常時監視や発生源対策等を実施するとともに、「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」等に基づき各種施策を推進する。

(1) 公共用水域等の常時監視等

ア　公共用水域

水質汚濁防止法に基づき、国土交通省、岡山市及び倉敷市と連携し、河川、湖沼及び海域の160地点（うち県所管86地点）で水質調査を実施する。

公共用水域の常時監視

区　分	調査地点（令和８年度）				
	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合　計
河　川	51	16	16	4	87
湖　沼	－	－	4	－	4
海　域	35	－	13	21	69
合　計	86	16	33	25	160

イ　地下水

水質汚濁防止法に基づき、岡山市及び倉敷市と連携し、35地点（うち県所管21地点）で水質調査を実施する。

汚染等が発見された場合は、原因究明のための周辺地区調査を実施し、必要に応じて対策を講じる。

地下水の常時監視

区　分	調査地点（令和８年度）			
	岡山県	岡山市	倉敷市	合　計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	1	4
合　計	21	7	7	35

ウ　測定計画

公共用水域及び地下水の水質測定に当たっては、関係機関と協議の上、水質汚濁防止法に基づき測定計画を策定し、これに従って実施する。

エ　水質汚濁事象

魚のへい死、油の流出等が発生した際、必要に応じ水質調査を行い、関係機関と連携して的確かつ迅速に対処する。

(2) 工場・事業場の監視指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、岡山県環境への負荷の低減に関する条例（以下「環境負荷低減条例」という。）等に基づき、届出等の審査、立入検査・指導等を実施する。

また、令和４年10月に策定した「第９次岡山県水質総量削減計画」に基づき、総量規制基準が適用される工場・事業場に対し、汚濁負荷量測定結果の報告を求めるなど、基準の遵守状況の確認を徹底する。

(3) 生活排水対策

生活排水対策を推進することが特に必要である地域を、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域（岡山市等６市）として指定している。また、普及啓発資材の作成・配布等により、広く県民に生活排水対策の意識啓発を行う。

(4) 瀬戸内海環境保全対策

令和５年３月に変更した「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」に基づき、きれいで豊かな海の確保に向けて、関係機関等と連携し、生活排水対策や産業排水対策、栄養塩類の管理、藻場・干潟・自然海浜の保全等の各種施策・事業の着実な推進を図る。広域的課題に対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議において関係府県等と連携して取り組む。

岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内の自然海浜における建築行為等の規制を行うとともに、清掃活動等を支援する。

２　児島湖流域環境保全対策

令和８年度内に「第９期湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関等と連携して、生活排水対策や産業排水対策、普及啓発事業等の各種施策を総合的に実施する。

(1) 児島湖流域環境保全推進期間行事

９月から11月までを児島湖流域環境保全推進期間と定め、児島湖流域環境保全対策推進協議会が中心となって、県、国、流域市町、民間団体、地域住民等が一体となり、県民運動として各種事業を実施し、環境保全意識の高揚及び実践活動の推進を図る。

ア　児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域の市町と連携して一斉清掃活動を行う。

イ　児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

児島湖の環境保全に関する小中学生の関心を高めるため、ポスターコンクールを実施する。

ウ　ポスター・パネル展

ポスターコンクール入賞・入選作品や児島湖の環境保全啓発パネルを展示する。

エ　児島湖ふれあい環境フェア

ポスターコンクール入賞作品や児島湖の環境保全啓発パネルの展示、環境保全啓発キャンペーン等を開催する。

(2) ヨシ原の管理

児島湖の水質保全や、魚類や水鳥の繁殖の場として重要な役割を担うヨシ群落保全のため、ヨシ刈りを行うとともに、刈り取ったヨシの再利用を図る。また、ヨシの刈取り体験や小学生を対象にヨシを使用した工作体験を実施する。

(3) 農業用水の再利用

児島湖の水質浄化を図るため、旭川及び高梁川から各農業用水路を通じ清水を導入

する。

また、学識経験者や関係団体で構成する清水導入協議会を開催して導入量の設定を行う。

(4) アダプト推進事業

清掃活動を行う地域住民や企業等をアダプト活動団体として認定し、活動費用を助成する。

(5) 共同研究

官学連携による検討会を開催し、難分解性有機物の実態調査等の研究を行う。

(6) 児島湖の水質改善促進

環境配慮型農業の普及促進、児島湖に係る環境学習、環境用水の導水等に加えて、児島湖に生息する水生植物の力を活用した「見た目」の改善に繋がる取組を実施し、透明度が高く県民が憩える児島湖を目指す。

3　化学物質対策

ダイオキシン類や有害大気汚染物質等の化学物質について、環境中における存在状況の把握及び発生源対策の徹底により排出量の削減を図るとともに、適切な情報の提供を行う。

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、岡山市、倉敷市及び国土交通省と連携し、環境中（大気、公共用水域（水質・底質)、地下水、土壌）の汚染濃度を把握するとともに、同法の規制対象となる工場・事業場に対する監視・指導等を実施する。

ダイオキシン類環境調査

環境媒体	調査地点（令和８年度）				
	岡山県	岡山市	倉敷市	国交省	計
大　気	8	3	1	－	12
公共用水域（水質）	26	12	9	6	53
公共用水域（底質）	15	12	9	3	39
地下水	13	6	3	－	22
土　壌	13	10	4	－	27

(2) 有害大気汚染物質等対策

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質等による大気の汚染状況を把握するため、ベンゼンなどの優先取組物質等について、岡山市及び倉敷市と連携し、環境調査等を実施する。

(3) 有害化学物質対策

ア　特定化学物質対策（ＰＲＴＲ）

事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の環境中への排出量等の届出を受理し、国に報告するとともに、届出された排出量等に関する集計データをホームページ等で公表する。

また、化学物質の排出抑制対策や環境コミュニケーションに関する事業者向けセミナーを開催する。

イ　化学物質環境モニタリング調査

内分泌かく乱作用の疑われる化学物質や残留性有機汚染物質等について、河川等の環境中の存在状況を把握するための調査を実施し、その存在状況に関するデータを蓄積するとともに知見の集積に努める。

(4) 土壌・地下水汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、土地の所有者等が実施する土壌汚染状況調査の結果により、人の健康被害のおそれの有無に応じて区域（要措置区域又は形質変更時要届出区域）の指定を行うとともに、適切な措置の実施の指導等を行う。

また、環境負荷低減条例に基づき、事業者から土壌又は地下水の汚染発見の届出があった場合は、浄化対策の実施の指導等を行う。

土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況（令和８年３月末現在）

区　分	指定区域数			
	岡山県	岡山市	倉敷市	計
要措置区域	0	0	1	1
形質変更時要届出区域	22	22	48	92

令和７年度水質関係測定結果について

県では、県内の水環境の状況を把握するため、水質汚濁防止法等の規定により、岡山市、倉敷市等と協力し、水質等の測定を行っているが、令和７年度の結果は、次のとおりであった。

１　公共用水域の水質

・県内52水域160地点で、健康項目（カドミウム等27項目）、生活環境項目（BOD、COD等13項目）、要監視項目（クロロホルム等32項目）の測定を実施した。

・健康項目は全水域で環境基準を達成し、河川のBOD（生物化学的酸素要求量）は31水域中30水域で、海域のCOD（化学的酸素要求量）は10水域中４水域で環境基準を達成した。湖沼（児島湖）のCODは環境基準を達成しなかった。

・湖沼（児島湖）の全窒素及び全りんは環境基準を達成せず、海域の全窒素及び全りんは８水域全てで環境基準を達成した。

・要監視項目は、指針値が設定されているクロロホルム等30項目のうち、ウランが海域11地点で指針値をわずかに超過した。PFOS・PFOAを含むその他29項目は、いずれも指針値に適合した。

表１　BOD及びCODの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
河　川	BOD	31	30	96.8 %
湖　沼	COD	1	0	0　%
海　域	COD	10	4	40　%

表２　全窒素及び全りんの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
湖　沼	全窒素	1	0	0　%
	全りん	1	0	0　%
海　域	全窒素	8	8	100　%
	全りん	8	8	100　%

２　地下水の水質

・環境基準項目（カドミウム等28項目）、要監視項目（クロロホルム等25項目）の測定を実施した。

・概況調査は、31地点のうち１地点（瀬戸内市邑久町）でひ素が環境基準を超過したが、調査の結果、自然由来と判断された。継続監視調査は、４地点のうち３地点で依然として環境基準を超過していた。

３　ダイオキシン類

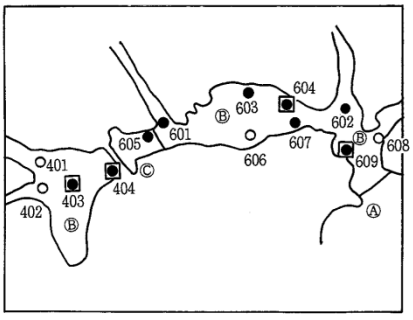
・公共用水域水質55地点、公共用水域底質43地点、地下水質21地点及び土壌30地点について測定を実施した。

・地下水の継続監視調査を実施している１地点を除き、全地点で環境基準を達成した。

測定地点位置図



児島湾拡大図



●は、ＢＯＤ又はＣＯＤ等に係る環境基準点
□は、全窒素及び全りんに係る環境基準点
△は、全亜鉛等に係る環境基準点
○は、補助測定点
番号は地点番号
Ⓐ～Ⓓはそれぞれ環境基準のＡ～Ｄ類型
�未は環境基準の類型未設定

健康項目の環境基準超過状況

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84 （河川46，湖沼2，海域36）	0	0.003mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	85 （河川47，湖沼2，海域36）	0	0.01mg/L以下
六価クロム	84 （河川46，湖沼2，海域36）	0	0.02mg/L以下
ひ素	85 （河川47，湖沼2，海域36）	0	0.01mg/L以下
総水銀	84 （河川46，湖沼2，海域36）	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	19 （河川5，海域14）	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	84 （河川46，湖沼2，海域36）	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1，2－ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1，1－ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シス－1，2－ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1，1，1－トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1，1，2－トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1，3－ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	106 （河川59，湖沼4，海域43）	0	10mg/L以下
ふっ素	47 （河川45，湖沼2）	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1，4-ジオキサン	84 （河川46，湖沼2，海域36）	0	0．05mg/L以下

生活環境項目	環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目
水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層DO　（以上13項目）	

ＢＯＤ及びＣＯＤの測定結果

（1）河　川（31水域、33環境基準点）

水域名		地点名	市町村	水質（BOD：75%値）（mg/L）						環境基準（mg/L）
				R3	R4	R5	R6	R7		
高梁川水域	高梁川上流	一中橋	新見市	1.0	0.8	1.2	1.1	0.8	○	2以下
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	1.2	1.0	0.8	1.0	0.9	○	2以下
	高梁川中流(2)	湛井堰	総社市	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	○	2以下
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	1.5	1.8	1.8	1.6	1.2	○	3以下
	西川	布原橋	新見市	1.0	0.8	0.8	0.8	0.7	○	2以下
	小坂部川	巌橋	新見市	1.0	1.2	0.8	1.2	0.8	○	2以下
	有漢川	幡見橋	高梁市	1.4	1.0	0.8	0.8	0.9	○	2以下
	成羽川	神崎橋	高梁市	1.4	0.8	1.0	1.0	0.8	○	2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	0.8	0.6	0.8	0.8	0.7	○	2以下
	小田川下流	福松橋	倉敷市	2.1	2.7	2.5	1.5	1.3	○	3以下
	美山川	栄橋	矢掛町	1.4	1.6	1.2	1.2	1.0	○	2以下
旭川水域	旭川上流	湯原ダム	真庭市	1.4	1.0	2.0	1.2	1.0	○	1以下
	旭川中流	落合大橋	真庭市	1.2	1.0	1.0	0.9	0.9	○	2以下
		乙井手堰	岡山市	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6		
	旭川下流	桜橋	岡山市	1.8	4.2	1.2	1.2	1.8	○	3以下
	新庄川	大久奈橋	真庭市	1.0	0.8	0.8	1.2	0.6	○	2以下
	百間川	清内橋	岡山市	3.8	4.1	2.9	2.3	3.3	○	5以下
	砂川	新橋	岡山市	1.0	1.4	1.2	1.5	1.5	○	3以下
吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	1.4	1.1	1.0	1.2	1.0	○	2以下
	吉井川中・下流	周匝橋	赤磐市	1.5	1.0	1.2	1.2	1.1	○	3以下
		熊山橋	赤磐市	0.8	0.9	0.9	0.7	0.7		
	加茂川	加茂川橋	津山市	1.2	1.2	1.2	0.8	0.9	○	2以下
	梶並川	滝村堰	美作市	1.0	1.0	1.1	1.2	1.0	○	2以下
	滝川	三星橋	美作市	1.2	1.2	1.2	1.0	1.1	○	3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作市	1.2	0.8	1.2	1.0	1.1	○	2以下
	金剛川	宮橋	和気町	0.7	1.0	0.9	0.6	0.8	○	2以下
笹ケ瀬川水域	笹ヶ瀬川	笹ケ瀬橋	岡山市	3.0	3.2	2.8	2.4	4.1	×	3以下
	足守川上流	高塚橋	岡山市	1.6	1.0	1.6	1.7	1.3	○	2以下
	足守川下流	入江橋	岡山市	1.6	1.2	1.2	1.6	1.2	○	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	3.6	2.8	3.4	2.8	4.0	○	5以下
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	1.6	1.2	0.9	1.2	1.1	○	2以下
里見川水域	里見川	鴨方川合流点	浅口市	3.6	3.4	3.0	2.6	3.1	○	8以下
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	1.2	1.6	1.2	1.4	1.4	○	3以下

（備考）　1）「75%値」とは，年間のｎ個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、0.75×ｎ番目（整数でない場合は端数を切り上げた整数番目）にくるデータを表す。

2）「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3）複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

（2）湖　沼（児島湖1水域、2環境基準点）

水域名		地点名	水質（COD：75%値）（mg/L）						環境基準（mg/L）
			R3	R4	R5	R6	R7		
児島湖水域	児島湖	湖心	8.2	8.1	8.6	7.4	8.3	×	5以下
		樋門	8.0	8.3	8.6	8.2	8.0		

（3）海　域（10水域、27環境基準点）

水域名		地点名	水質（COD：75%値）（mg/L）						環境基準（mg/L）
			R3	R4	R5	R6	R7		
水島海域	玉島港区	玉島港奥部	3.7	3.6	4.6	3.2	4.0	○	8以下
	水島港区	水島港口部	2.5	2.8	3.0	2.8	2.7	○	8以下
	水島地先海域（甲）	玉島港沖合	2.5	2.8	2.6	2.7	2.8	○	3以下
		上水島北	2.2	2.7	2.4	2.9	2.5		
		濃地諸島東	2.1	2.4	2.2	2.6	2.4		
	水島地先海域（乙）	網代諸島沖	2.1	2.5	2.2	2.6	2.3	×	2以下
児島湾水域	児島湾（甲）	海岸通沖	5.4	6.1	5.5	5.2	4.7	○	8以下
	児島湾（乙）	旭川河口部	4.1	4.6	4.6	4.4	4.6	×	3以下
		吉井川河口部	3.9	4.3	4.1	3.6	3.8		
		横樋沖	4.1	4.5	4.8	4.3	4.5		
		九蟠沖	3.9	4.5	4.8	4.0	3.9		
		阿津沖	4.4	5.2	4.9	4.2	4.5		
		向小串沖	3.6	3.1	3.7	3.7	3.3		
	児島湾（丙）	別荘沖	2.9	3.1	3.9	2.2	2.4	×	2以下
		児島湾口沖	3.2	2.8	3.2	1.7	2.1		
		波張崎南	2.2	2.1	2.3	2.2	1.9		
		出崎東沖	2.2	2.2	2.8	2.4	2.1		
備讃瀬戸	備讃瀬戸	神島御崎沖	3.1	2.6	2.8	2.8	2.6	×	2以下
		青佐鼻沖	2.9	2.8	2.4	2.9	2.5		
		北木島布越崎北	2.4	2.5	2.1	2.4	2.0		
		久須美鼻東	2.0	2.3	2.0	2.5	2.1		
		大槌島北	2.0	2.1	2.1	2.1	1.9		
牛窓地先海域	牛窓地先海域	錦海湾	2.3	2.1	2.3	2.4	2.2	×	2以下
		前島南西	2.2	2.1	2.1	2.2	2.0		
播磨灘北西部	播磨灘北西部	長島西南沖	2.3	2.0	2.5	2.4	1.9	×	2以下
		大多府島東南沖	2.5	2.1	2.5	2.2	2.0		
		鹿久居島東沖	3.0	2.5	2.6	2.7	2.3		

（備考）　1）「75%値」とは，年間のｎ個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、0.75×ｎ番目（整数でない場合は端数を切り上げた整数番目）にくるデータを表す。

2）「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3）複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全窒素及び全りんの測定結果

(1)全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全窒素:年間平均値)(mg/L)											環境基準(mg/L)
		R3		R4		R5		R6		R7			
児島湖	湖心	1.1		1.1		1.1		1.2		1.1		×	1以下
	樋門	1.1		1.2		1.2		1.3		1.1			
水島港区	水島港口部	0.23	0.23	0.23	0.23	0.24	0.24	0.27	0.27	0.21	0.21	○	0.6以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.21	0.19	0.19	0.19	0.21	0.23	0.22	0.22	0.18	0.19	○	0.3以下
	上水島北	0.20		0.20		0.26		0.25		0.20			
	濃地諸島東	0.17		0.18		0.21		0.20		0.18			
児島湾	九蟠沖	0.52	0.52	0.52	0.47	0.58	0.56	0.60	0.57	0.41	0.40	○	1以下
	向小串沖	0.52		0.42		0.54		0.54		0.38			
児島湾沖	児島湾口沖	0.43	0.26	0.30	0.22	0.43	0.28	0.30	0.24	0.24	0.19	○	0.3以下
	出崎東沖	0.18		0.19		0.22		0.20		0.17			
	鉾島沖合	0.17		0.17		0.20		0.23		0.17			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.17	0.17	0.17	0.18	0.17	0.17	0.18	0.18	0.15	0.15	○	0.3以下
	大槌島北	0.17		0.18		0.17		0.17		0.15			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.17	0.20	0.17	0.19	0.17	0.20	0.21	0.20	0.15	0.17	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.24		0.21		0.23		0.22		0.21			
	青佐鼻沖	0.21		0.20		0.22		0.21		0.18			
	北木島布越崎北	0.17		0.16		0.17		0.17		0.15			
牛窓地先海域	錦海湾	0.17	0.16	0.19	0.17	0.19	0.17	0.17	0.16	0.17	0.15	○	0.3以下
	前島南西	0.15		0.17		0.16		0.16		0.15			
	前島東南	0.15		0.15		0.16		0.15		0.14			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.15	0.16	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.17	0.15	0.16	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.16		0.16		0.16		0.15		0.15			
	鹿久居島東沖	0.16		0.17		0.17		0.19		0.17			

(2)全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全りん:年間平均値)(mg/L)											環境基準(mg/L)
		R3		R4		R5		R6		R7			
児島湖	湖心	0.20		0.17		0.18		0.19		0.17		×	0.1以下
	樋門	0.19		0.17		0.17		0.18		0.16			
水島港区	水島港口部	0.035	0.035	0.030	0.030	0.030	0.030	0.033	0.033	0.026	0.026	○	0.05以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.036	0.034	0.028	0.028	0.031	0.030	0.030	0.030	0.026	0.025	○	0.03以下
	上水島北	0.035		0.030		0.032		0.033		0.025			
	濃地諸島東	0.031		0.027		0.026		0.028		0.023			
児島湾	九蟠沖	0.066	0.059	0.064	0.059	0.064	0.054	0.066	0.061	0.061	0.056	○	0.09以下
	向小串沖	0.052		0.054		0.044		0.055		0.050			
児島湾沖	児島湾口沖	0.044	0.034	0.035	0.032	0.037	0.035	0.041	0.036	0.037	0.029	○	0.03以下
	出崎東沖	0.030		0.033		0.035		0.032		0.026			
	鉾島沖合	0.028		0.029		0.033		0.036		0.025			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.032	0.030	0.028	0.028	0.027	0.028	0.029	0.029	0.024	0.024	○	0.03以下
	大槌島北	0.028		0.028		0.029		0.029		0.023			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.033	0.034	0.027	0.030	0.027	0.030	0.029	0.032	0.022	0.024	○	0.03以下
	神島御崎沖	0.038		0.033		0.034		0.036		0.027			
	青佐鼻沖	0.034		0.031		0.032		0.034		0.027			
	北木島布越崎北	0.030		0.028		0.028		0.028		0.021			
牛窓地先海域	錦海湾	0.031	0.028	0.029	0.027	0.028	0.026	0.030	0.027	0.028	0.025	○	0.03以下
	前島南西	0.027		0.027		0.026		0.026		0.025			
	前島東南	0.025		0.025		0.025		0.025		0.022			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.027	0.027	0.028	0.026	0.027	0.026	0.027	0.026	0.024	0.025	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.027		0.025		0.025		0.024		0.024			
	鹿久居島東沖	0.027		0.025		0.026		0.026		0.026			

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 全窒素及び全りんについては、水域内に複数の環境基準点がある場合、湖沼については全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、海域については各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全亜鉛、ノニルフェノール及びＬＡＳの測定結果

（1）全亜鉛（海域3水域6環境基準点）

水域名	地点名	水質（全亜鉛：年間平均値）（mg/L）						環境基準（mg/L）
		R3	R4	R5	R6	R7		
備讃瀬戸	水島港口部	0.002	0.004	0.002	0.004	0.002	○	0.02以下
	神島御崎沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
備讃瀬戸（イ）	網代諸島沖	0.003	0.002	0.001	0.002	0.001	○	0.01以下
	青佐鼻沖	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003		
	久須美鼻東	<0.001	0.002	0.005	0.001	0.001		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	0.001	0.001	<0.001	0.002	0.003	○	0.01以下

（2）ノニルフェノール（海域3水域6環境基準点）

水域名	地点名	水質（ノニルフェノール：年間平均値）（mg/L）						環境基準（mg/L）
		R3	R4	R5	R6	R7		
備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001以下
	神島御崎沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
備讃瀬戸（イ）	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下
	青佐鼻沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
	久須美鼻東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下

（3）LAS（海域3水域6環境基準点）

水域名	地点名	水質（LAS：年間平均値）（mg/L）						環境基準（mg/L）
		R3	R4	R5	R6	R7		
備讃瀬戸	水島港口部	0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.01以下
	神島御崎沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
備讃瀬戸（イ）	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下
	青佐鼻沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
	久須美鼻東	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下

（備考） 1） 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2） 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

その他の生活環境項目の測定結果（環境基準適合率）

（単位：%）

	年度	河川								
		高梁川	旭　川	吉井川	笹ケ瀬川	倉敷川	高屋川	里見川	伊里川	小 計
pH	R3	82.4	91.7	97.0	95.8	85.6	88.9	61.1	77.8	89.2
	R4	83.6	94.6	95.9	93.1	87.8	100.0	50.0	66.7	89.8
	R5	85.7	94.2	97.8	97.2	90.0	100.0	72.2	77.8	91.9
	R6	89.0	95.7	96.7	98.5	85.9	100.0	94.4	94.4	93.3
	R7	85.8	94.4	97.8	97.0	82.1	94.4	77.8	55.6	90.9
DO	R3	97.2	99.2	99.3	98.6	100.0	72.2	100.0	100.0	98.2
	R4	98.1	95.8	97.8	90.3	100.0	66.7	100.0	100.0	96.6
	R5	99.0	97.1	100.0	90.3	97.8	77.8	100.0	100.0	97.8
	R6	98.4	98.7	99.6	100.0	97.4	77.8	100.0	100.0	98.5
	R7	97.2	95.3	97.4	97.0	100.0	72.2	100.0	100.0	96.7
SS	R3	100.0	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
	R4	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
	R5	100.0	99.6	100.0	100.0	96.7	100.0	100.0	100.0	99.6
	R6	100.0	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8
	R7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大腸菌群数	R3	59.4	49.5	54.8	59.7	－	5.6	－	88.9	55.2
大腸菌数	R4	99.7	94.6	97.8	100.0	－	94.4	－	100.0	97.8
	R5	99.4	94.1	98.1	98.6	－	72.2	－	100.0	97.1
	R6	99.7	94.0	98.1	98.5	－	77.8	－	100.0	97.4
	R7	100.0	93.1	98.1	98.5	－	94.4	－	94.4	97.5

（単位：%）

	年度	湖沼	海域						河川、湖沼、海域の合計
		児島湖	水　島	児島湾	備讃瀬戸	牛窓地先	播磨灘北西部	小　計	
pH	R3	56.9	88.1	85.6	98.0	96.7	100.0	91.6	89.1
	R4	65.3	96.7	80.6	100.0	100.0	100.0	93.0	90.3
	R5	58.3	94.3	86.7	100.0	100.0	99.1	94.2	91.7
	R6	61.7	98.4	88.1	98.0	100.0	100.0	95.5	93.3
	R7	58.3	98.0	95.0	99.5	100.0	100.0	97.8	93.0
DO	R3	100.0	89.3	88.1	63.0	76.7	72.7	80.2	90.2
	R4	100.0	93.9	91.7	67.5	73.3	77.3	83.9	91.1
	R5	100.0	88.9	88.8	59.0	73.3	78.2	79.8	89.8
	R6	100.0	93.9	85.0	63.0	73.3	74.5	80.3	90.4
	R7	100.0	92.2	88.1	64.0	66.7	66.4	79.5	89.1
SS	R3	69.4	－	－	－	－	－	－	97.9
	R4	36.1	－	－	－	－	－	－	95.8
	R5	43.1	－	－	－	－	－	－	95.9
	R6	51.7	－	－	－	－	－	－	97.1
	R7	35.0	－	－	－	－	－	－	96.4
大腸菌群数	R3	－	100.0	96.7	100.0	100.0	100.0	99.3	69.2
大腸菌数	R4	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5
	R5	－	100.0	93.5	98.1	100.0	100.0	97.9	97.4
	R6	－	88.2	98.9	97.4	100.0	99.0	97.7	97.4
	R7	－	97.1	100.0	99.4	97.9	100.0	99.3	98.0
油分	R3	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R4	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R5	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R6	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R7	－	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合する検体数／総検体数」を表す。
（検体数には、水域内の類型指定のある補助地点の検体数も含まれる。）

要監視項目の指針値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
(人の健康の保護に関する項目)			
クロロホルム	31 (河川15, 海域16)	0	0.06 mg/L以下
トランスー1, 2ージクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L以下
1, 2ージクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L以下
pージクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	〃	0	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L以下
オキシン銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L以下
プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L以下
o-エチル=o-4-ニトロフェニル= フェニルホスホノチオアート(EPN)	33 (河川15, 海域18)	0	0.006 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	31 (河川15, 海域16)	0	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	〃	-	指針値なし
トルエン	〃	0	0.6 mg/L以下
キシレン	〃	0	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	22 (河川13,海域9)	0	0.06 mg/L以下
ニッケル	〃	-	指針値なし
モリブデン	〃	0	0.07 mg/L以下
アンチモン	〃	0	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	24 (河川13,海域11)	0	0.0004mg/L以下
全マンガン	〃	0	0.2 mg/L以下
ウラン	26 (河川13, 海域13)	11※1	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸及び ペルフルオロオクタン酸	27 (河川14, 海域13)	0	0.000050mg/L以下※2
(水生生物の保全に関する項目)			
クロロホルム(再掲)	31 (河川15, 海域16)	0	0.006～3 mg/L以下
フェノール	22 (河川13, 海域9)	0	0.01～2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	〃	0	0.03～1 mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	〃	0	0.0004～0.004 mg/L以下
アニリン	〃	0	0.02～0.1 mg/L以下
2, 4-ジクロロフェノール	〃	0	0.003～0.03 mg/L以下

※1 検出濃度の最大値は0.0031mg/L(超過地点は全て海域)
※2 令和7年6月に指針値(暫定)から指針値に見直しされた

環境基準の評価方法等

1 健康項目の達成状況の評価

基準値は主として長期的摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、環境基準の達成状況の評価については、一部の項目を除き、同一地点における年間の総検体の測定値の平均値（年間平均値）が基準値以下であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。（全シアンについては最高値が基準値以下であること、総水銀については環境基準超過検体数が総検体数の37 %未満であること、アルキル水銀及びＰＣＢについては全ての測定値が不検出であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。）

2 環境基準の達成水域

(1) ＢＯＤ、ＣＯＤ

ア　類型指定された水域の環境基準点における水質（ＢＯＤ又はＣＯＤ）の 75%値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注)75 %値とは、年間のｎ個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、0.75×ｎ番目（整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目）にくるデータをいう。

イ　複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖沼の全窒素及び全りん

ア　類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ　複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(3) 海域の全窒素及び全りん

ア　類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ　複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(4) 全亜鉛、ノニルフェノール及びＬＡＳ

ア　類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ　複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

（参考）

瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について

瀬戸内海の水質に係る主要な環境基準項目である COD（化学的酸素要求量）、全窒素及び全りんの基準達成状況は次のとおりである。

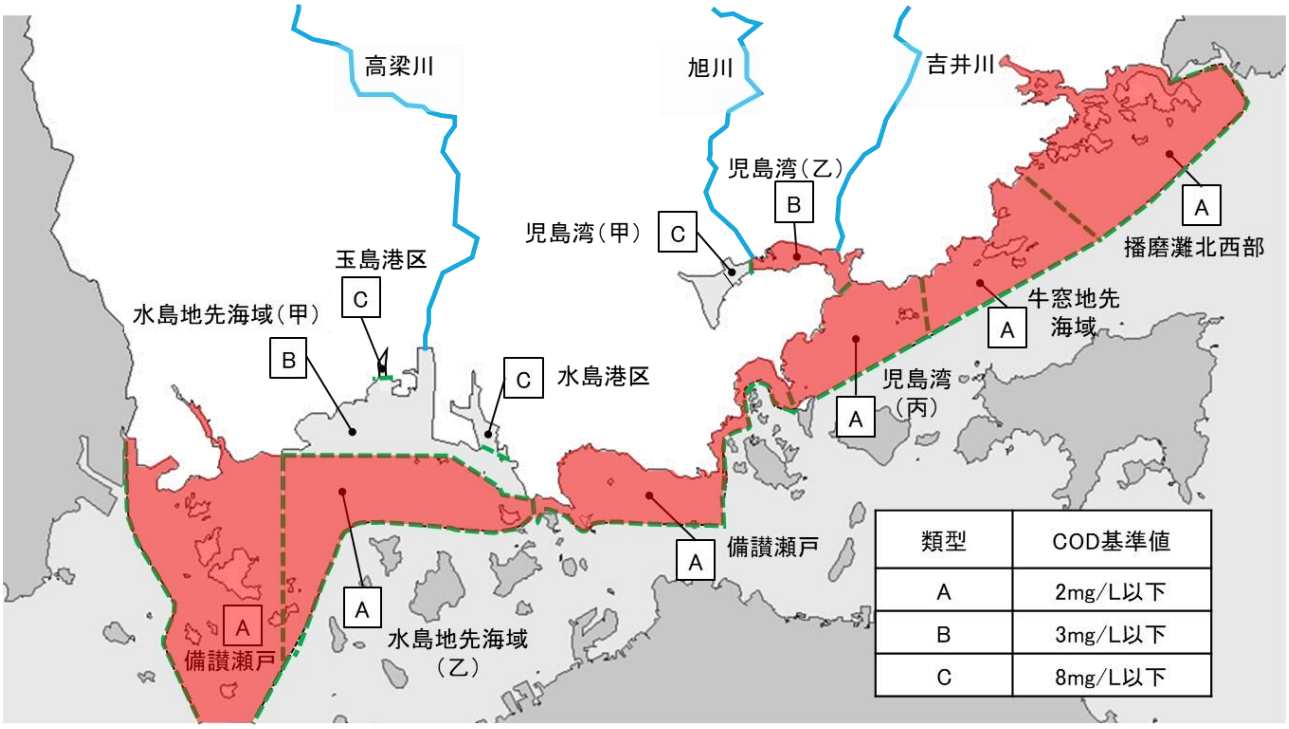
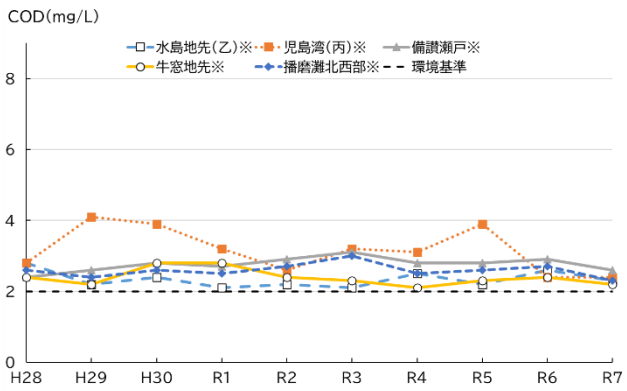
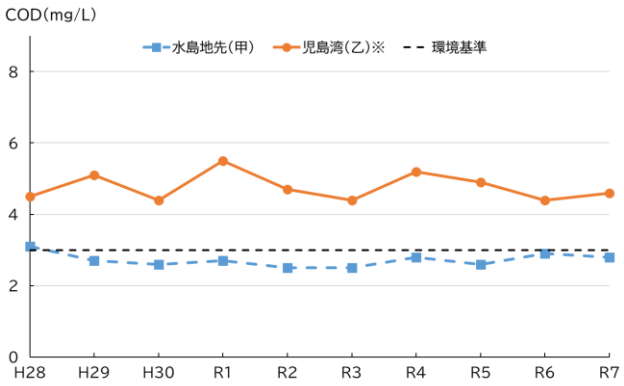


図１　海域の区分と環境基準（ＣＯＤ）達成状況

（塗りつぶし部分が基準未達成海域）

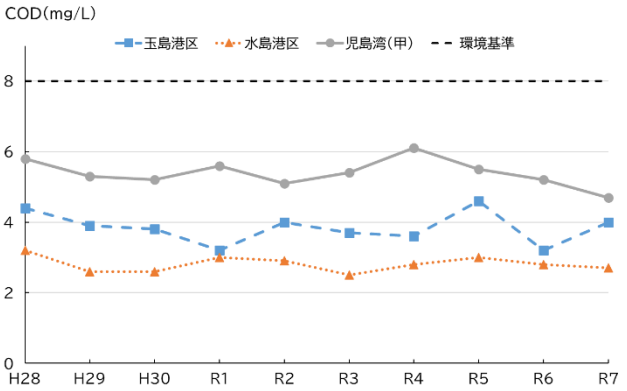


Ａ類型：基準２mg/L 以下



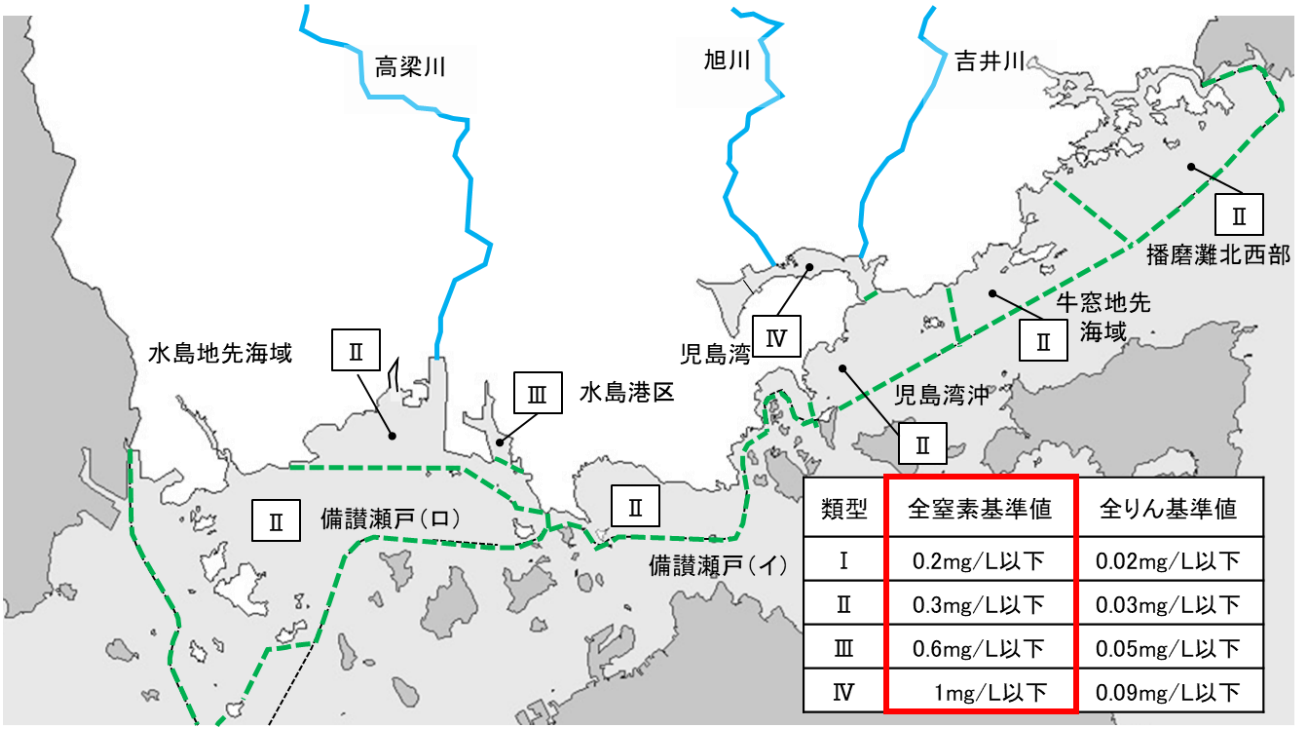
Ｂ類型：基準３mg/L 以下

※ 令和７年度の結果が環境基準未達成の海域



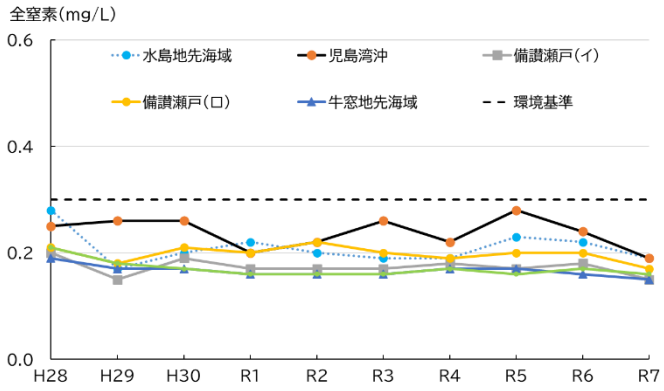
Ｃ類型：基準８mg/L 以下

図２　類型別の海域におけるＣＯＤの経年変化

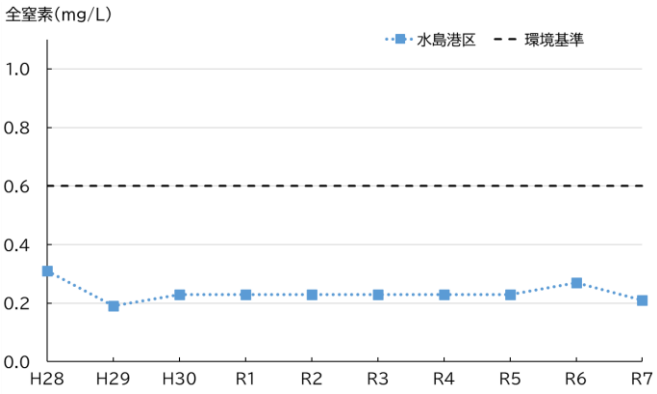


類型	全窒素基準値	全りん基準値
Ⅰ	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	1mg/L以下	0.09mg/L以下

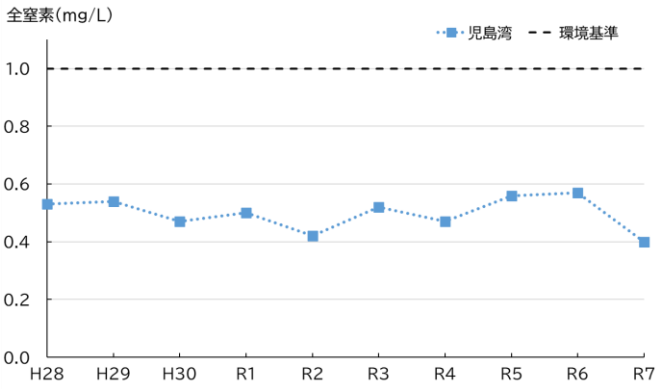
図３　海域の区分と環境基準（全窒素）達成状況
（全海域で基準達成）



Ⅱ類型：基準 0.3mg/L 以下

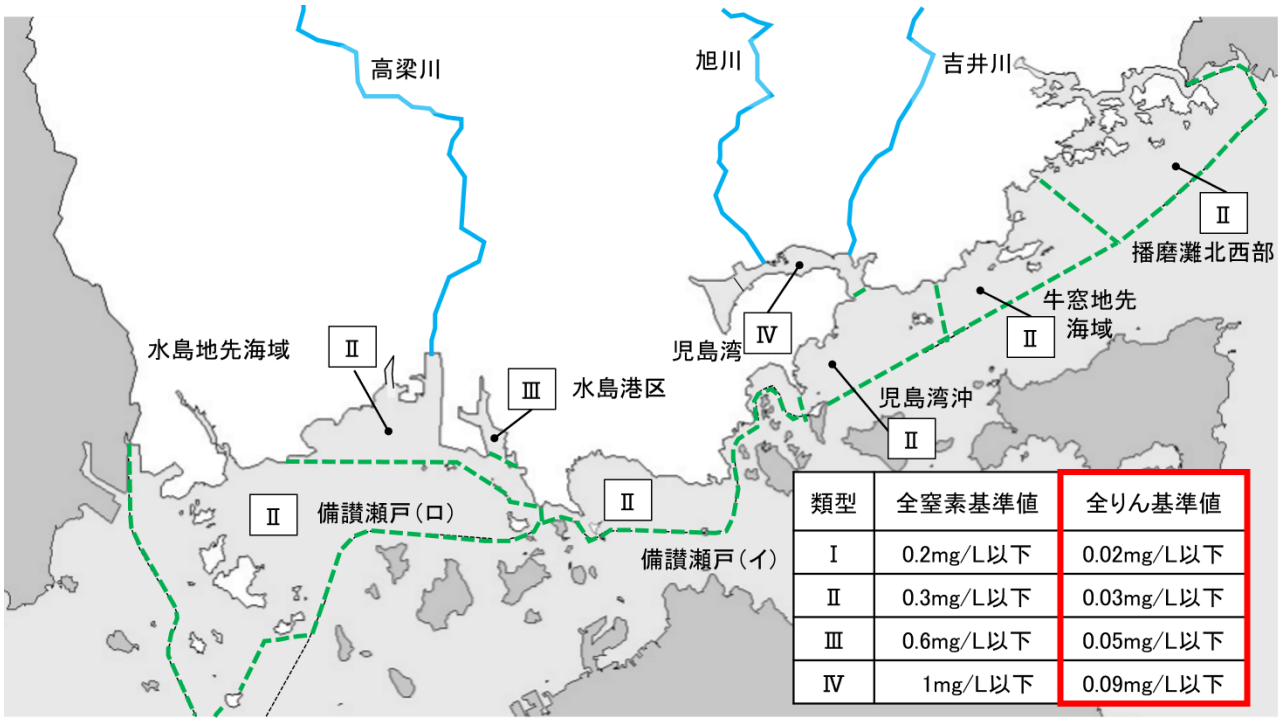


Ⅲ類型：基準 0.6mg/L 以下



Ⅳ類型：基準 1mg/L 以下

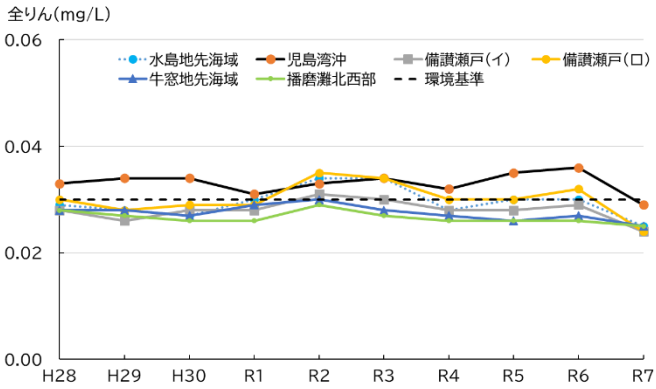
図４　類型別の海域における全窒素の経年変化



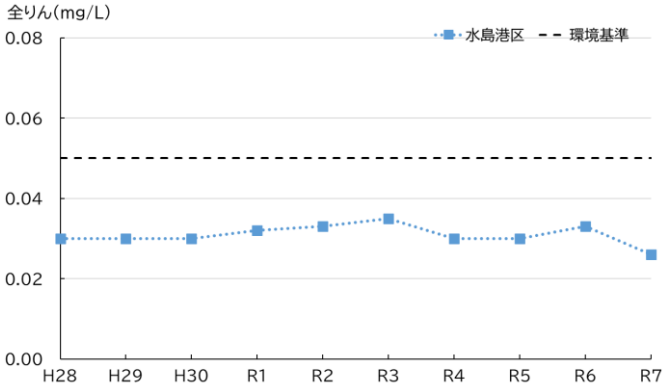
類型	全窒素基準値	全りん基準値
Ⅰ	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	1mg/L以下	0.09mg/L以下

図５　海域の区分と環境基準（全りん）達成状況

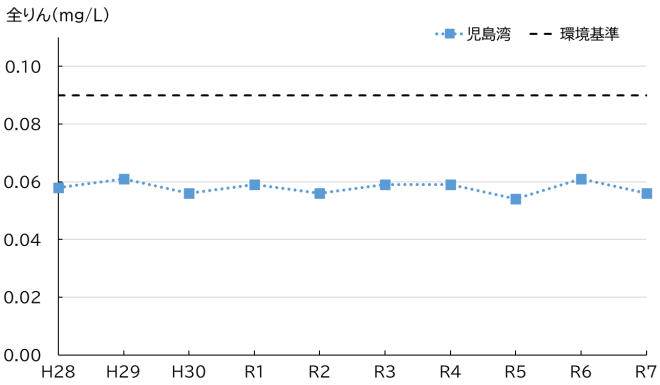
（全海域で基準達成）



Ⅱ類型：基準 0.03mg/L 以下



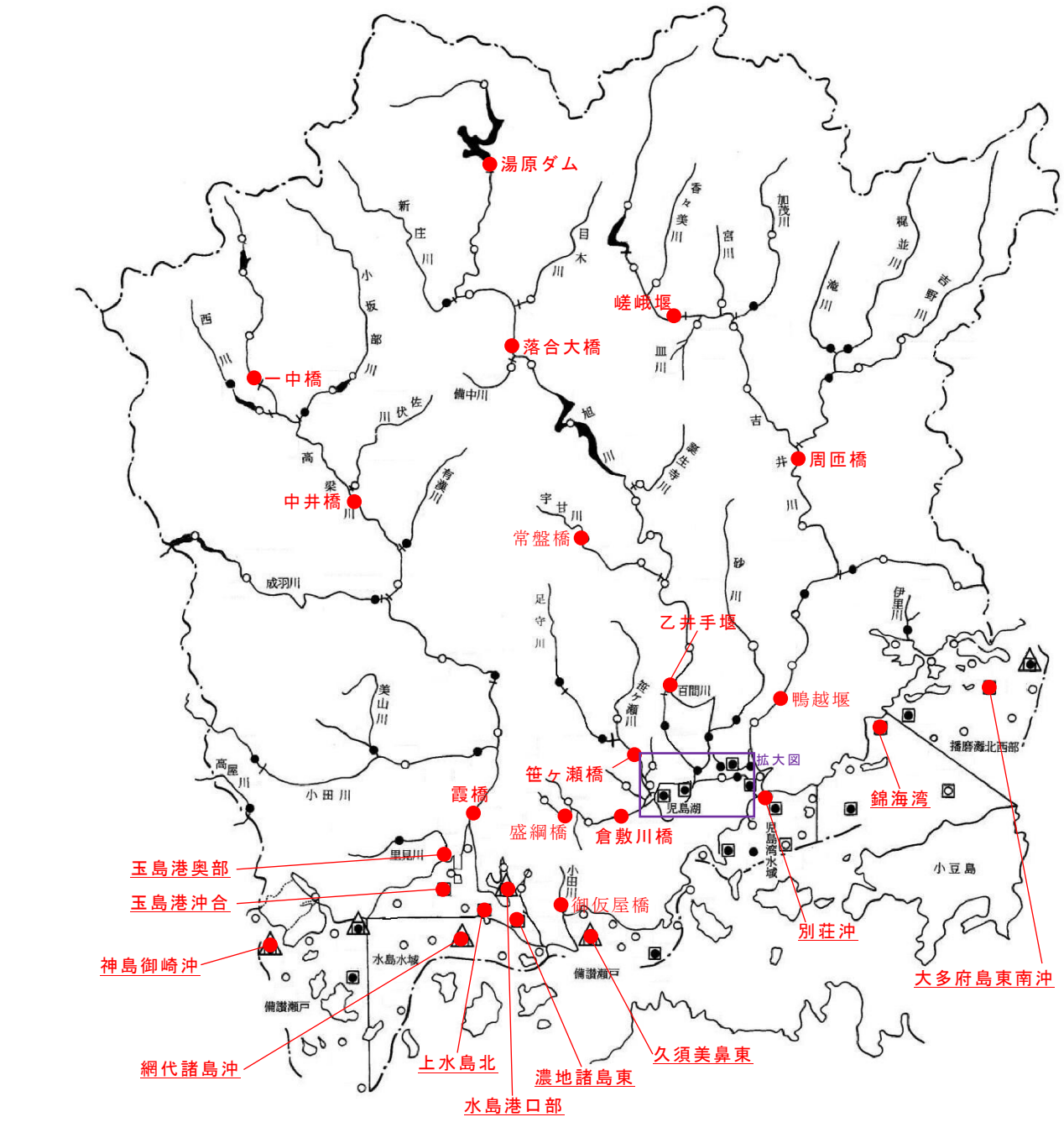
Ⅲ類型：基準 0.05mg/L 以下



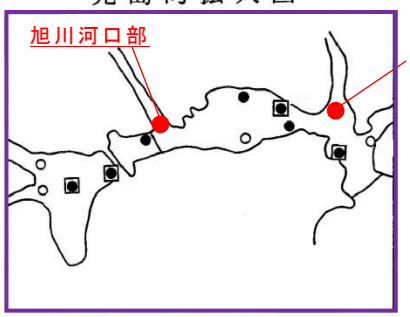
Ⅳ類型：基準 0.09mg/L 以下

図６　類型別の海域における全りんの経年変化

①ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ測定地点位置図



児島湾拡大図



●水質汚濁防止法に基づく公共用水域の調査（令和７年度）
河川：14地点　湖沼：０地点　海域：13地点
※下線を付した地点は海域
※ゴシックは環境基準点

②ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡの測定結果

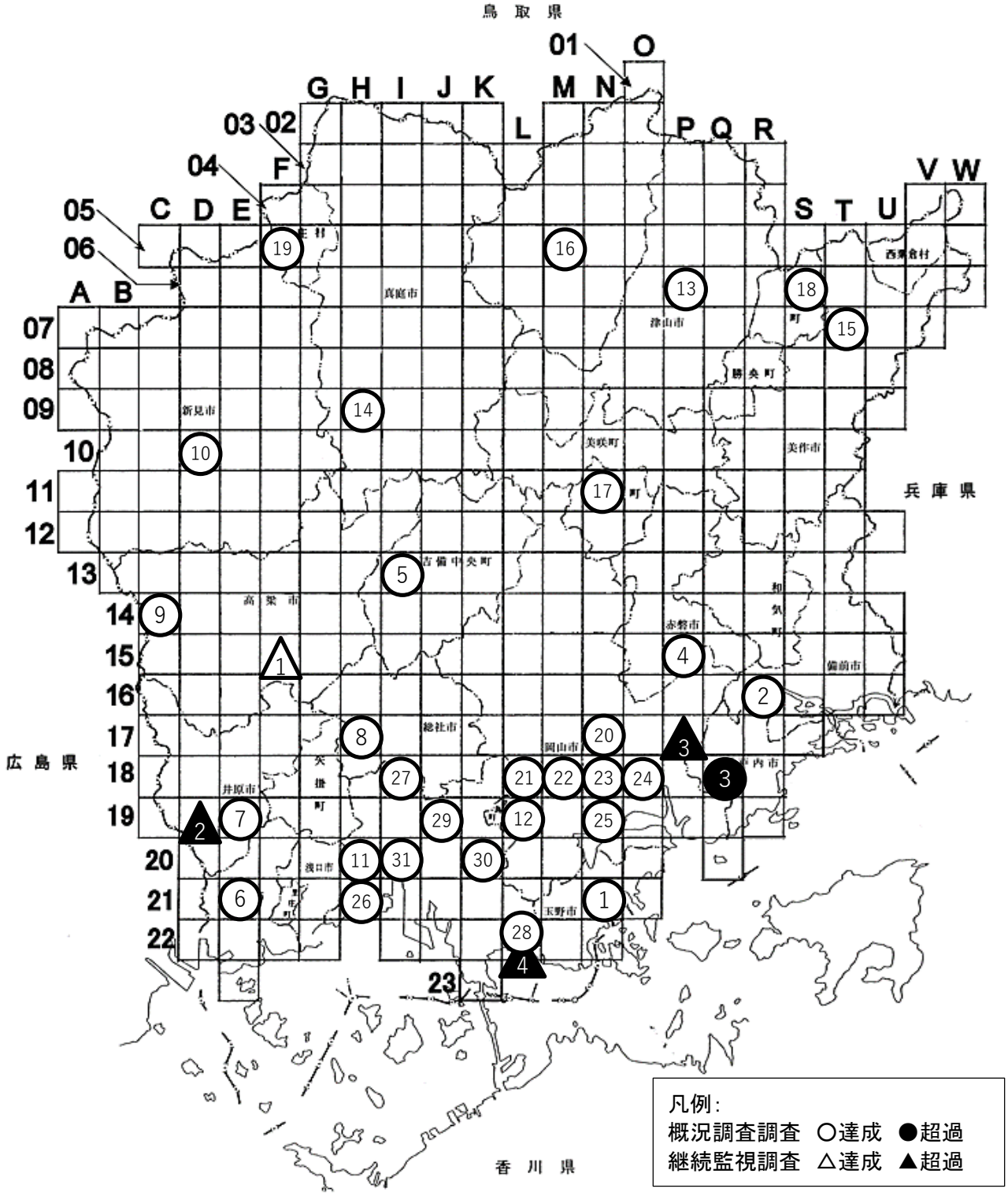
ｱ.河川（14地点）

水域名		地点名	市町村	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）(ng/L)	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）(ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	指針値 (ng/L)
高梁川水系	高梁川上流	一中橋	新見市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	高梁川中流（1）	中井橋	高梁市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	<2.5	<2.5	<5.0	50
旭川水系	旭川上流	湯原ダム	真庭市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	旭川中流	落合大橋	真庭市	<2.5	<2.5	<5.0	50
		乙井出堰	岡山市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	宇甘川	常盤橋	岡山市	<2.5	29	31	50
吉井川水系	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	吉井川中・下流	周匝橋	赤磐市	<2.5	<2.5	<5.0	50
		鴨越堰	岡山市	<2.5	2.8	5.3	50
笹ヶ瀬川水系	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	<2.5	4.3	6.8	50
倉敷川水系	倉敷川	盛綱橋	倉敷市	<2.5	<2.5	<5.0	50
		倉敷川橋	岡山市	2.5	9.6	12	50
小田川水系	小田川	御仮屋橋	倉敷市	5.0	10	15	50

ｲ.海域（13地点）

水域名		地点名	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）(ng/L)	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）(ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	指針値 (ng/L)
水島海域	玉島港区	玉島港奥部	<2.5	<2.5	<5.0	50
	水島地区	水島港口部	<2.5	<2.5	<5.0	50
	水島地先(甲)	玉島港沖合	<2.5	<2.5	<5.0	50
		上水島北	<2.5	<2.5	<5.0	50
		濃地諸島東	<2.5	<2.5	<5.0	50
	水島地先(乙)	網代諸島沖	<2.5	<2.5	<5.0	50
児島湾水域	児島湾(乙)	旭川河口部	<2.5	3.0	5.5	50
		吉井川河口部	<2.5	<2.5	<5.0	50
	児島湾(丙)	別荘沖	<2.5	<2.5	<5.0	50
備讃瀬戸	備讃瀬戸	神島御崎沖	<2.5	<2.5	<5.0	50
		久須美鼻東	<2.5	<2.5	<5.0	50
牛窓地先	牛窓地先	錦海湾	<2.5	<2.5	<5.0	50
播磨灘北西部	播磨灘北西部	大多府島東南沖	<2.5	<2.5	<5.0	50

地下水環境基準達成状況図



地下水測定項目

環境基準項目	環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、１，４－ジオキサン　（以上２８項目）	

要監視項目	人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目
クロロホルム、１，２－ジクロロプロパン、ｐ－ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、o-エチル=o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸　（以上２５項目）	

概況調査の測定結果

（単位：mg/L）

番号	メッシュ番号	所在地	用途	環境基準項目																															要監視項目	測定機関
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	1，2―ジクロロエタン	1，1―ジクロロエチレン	1，2―ジクロロエチレン	1，1，1―トリクロロエタン	1，1，2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1，3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1，4―ジオキサン					
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.02	0.01	0.0005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05					
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.0002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0002	0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005					
1	N-21	玉野市田井	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.		岡山県		
2	R-16	備前市香登本	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.94	0.11	N.D.	N.D.			〃		
3	Q-18	瀬戸内市邑久町尾張	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	**0.035**	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.64	0.14	N.D.			〃		
4	P-15	赤磐市二井	その他	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.2	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
5	I-13	吉備中央町上竹	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4.9	N.D.	N.D.	N.D.	超過項目なし		〃		
6	E-21	笠岡市大宜	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.17	0.33	0.03	N.D.			〃		
7	E-19	井原市木之子町	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	6.1	0.09	N.D.	N.D.			〃		
8	H-17	総社市山田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.2	0.10	0.03	N.D.			〃		
9	C-14	高梁市備中町平川	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.5	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
10	D-10	新見市西方	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.3	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
11	H-20	浅口市金光町上竹	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.8	0.17	N.D.	N.D.			〃		
12	L-19	早島町早島	その他	N.D.	N.D.	0.009	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4.4	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
13	P-06	津山市加茂町行重	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.26	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
14	H-09	真庭市阿口	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.96	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
15	T-07	美作市梶並	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.13	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
16	M-05	鏡野町杉	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.52	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
17	N-11	久米南町上弓削	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.80	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
18	S-06	奈義町高円	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.55	N.D.	N.D.	N.D.			〃		
19	F-05	新庄村	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.2	N.D.	N.D.	N.D.	超過項目なし		〃		

（注） N.D.は報告下限値未満であることを示す。 環境基準を超えている検体値は太字（太枠・着色）で示す。

概況調査の測定結果

（単位：mg/L）

番号	メッシュ番号	調査地点	用途	環境基準項目																													要監視項目	測定機関
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	1，2―ジクロロエタン	1，1―ジクロロエチレン	1，2―ジクロロエチレン	1，1，1―トリクロロエタン	1，1，2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1，3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1，4―ジオキサン			
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.02	0.01	0.0005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05			
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.0002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0002	0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005			
20	N-17	岡山市北区宿本町	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.54	0.11	N.D.	N.D.		岡山市	
21	L-18	岡山市北区川入	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.0	0.09	N.D.	N.D.		〃	
22	M-18	岡山市南区西市	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.13	0.37	0.06	N.D.		〃	
23	N-18	岡山市中区倉田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.84	0.49	0.12	N.D.		〃	
24	O-18	岡山市東区松新町	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.28	0.40	0.03	N.D.		〃	
25	N-19	岡山市中区江崎	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.38	0.08	N.D.	N.D.		〃	
26	H-21	倉敷市玉島柏島	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	6.7	0.26	0.05	N.D.		倉敷市	
27	I-18	倉敷市真備町辻田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.33	N.D.	N.D.	N.D.		〃	
28	L-22	倉敷市児島田の口	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.9	0.22	0.06	N.D.		〃	
29	J-19	倉敷市阿知	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.92	0.52	0.04	N.D.		〃	
30	K-20	倉敷市藤戸町天城	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.88	0.17	N.D.	N.D.		〃	
31	I-20	倉敷市連島町西之浦	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.6	0.31	0.08	N.D.		〃	

（注） N.D.は報告下限値未満であることを示す。 環境基準を超えている検体値は太字（太枠・着色）で示す。

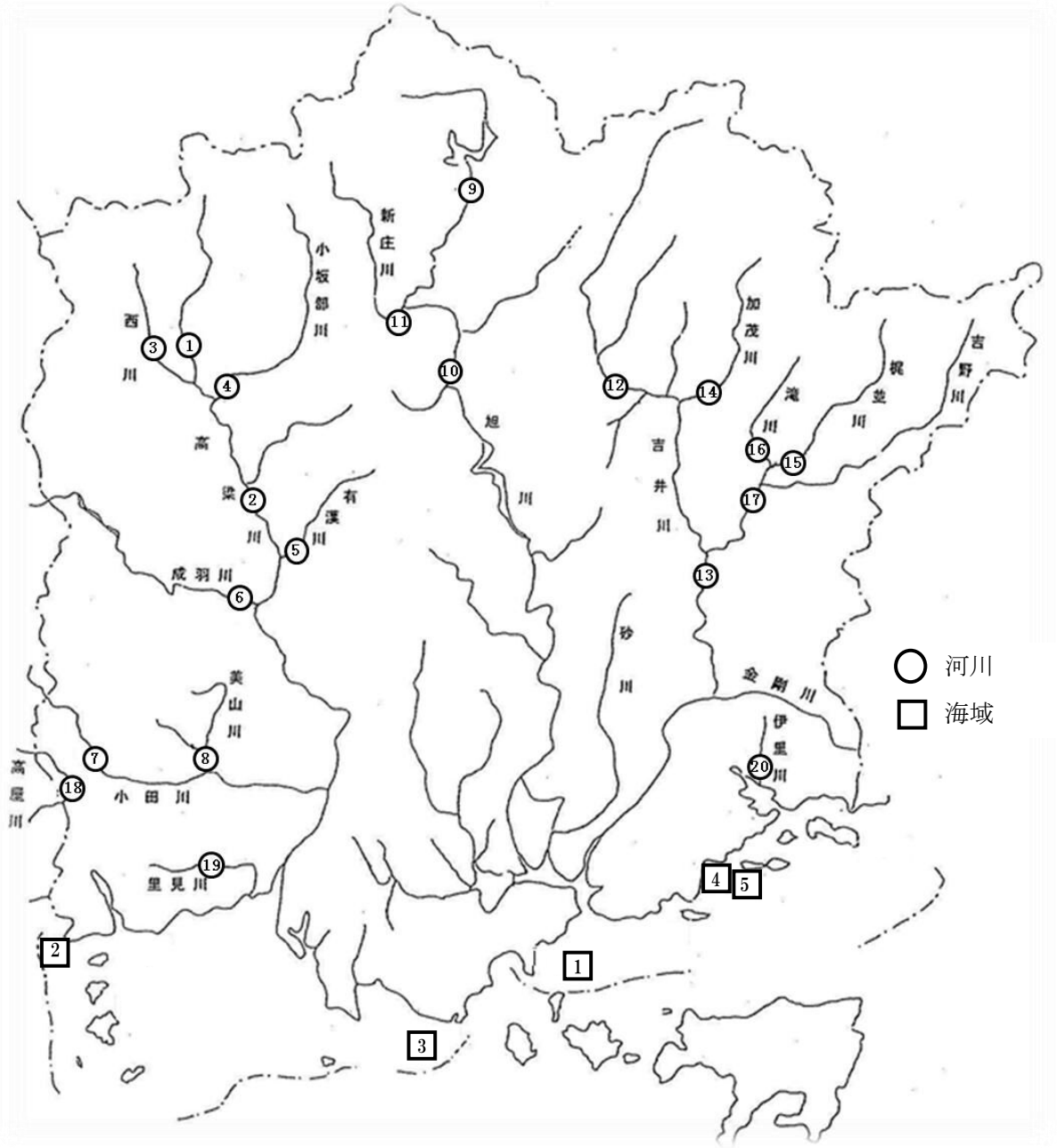
継続監視調査の測定結果

（単位：mg/L）

番号	メッシュ番号	調査地点	用途	環境基準項目																														要監視項目	測定機関
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	1，2―ジクロロエタン	1，1―ジクロロエチレン	1，2―ジクロロエチレン	1，1，1―トリクロロエタン	1，1，2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1，3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1，4―ジオキサン				
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.02	0.01	0.0005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05				
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.0002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0002	0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005				
1	F-15	高梁市成羽町成羽	生活用水											N.D.		N.D.	0.004			0.001						N.D.									岡山県
2	D-19	井原市高屋町	生活用水											N.D.		N.D.	0.004			**0.022**															〃
														N.D.		N.D.	0.004			**0.029**															
3	P-17	岡山市東区竹原	生活用水											**0.049**		N.D.	0.017	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.														岡山市
4	L-22	倉敷市児島唐琴	生活用水									N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	**0.019**	N.D.				N.D.									倉敷市

（注）N.D.は報告下限値未満であることを示す。 環境基準を超えている検体値は太字（太枠・着色）で示す。

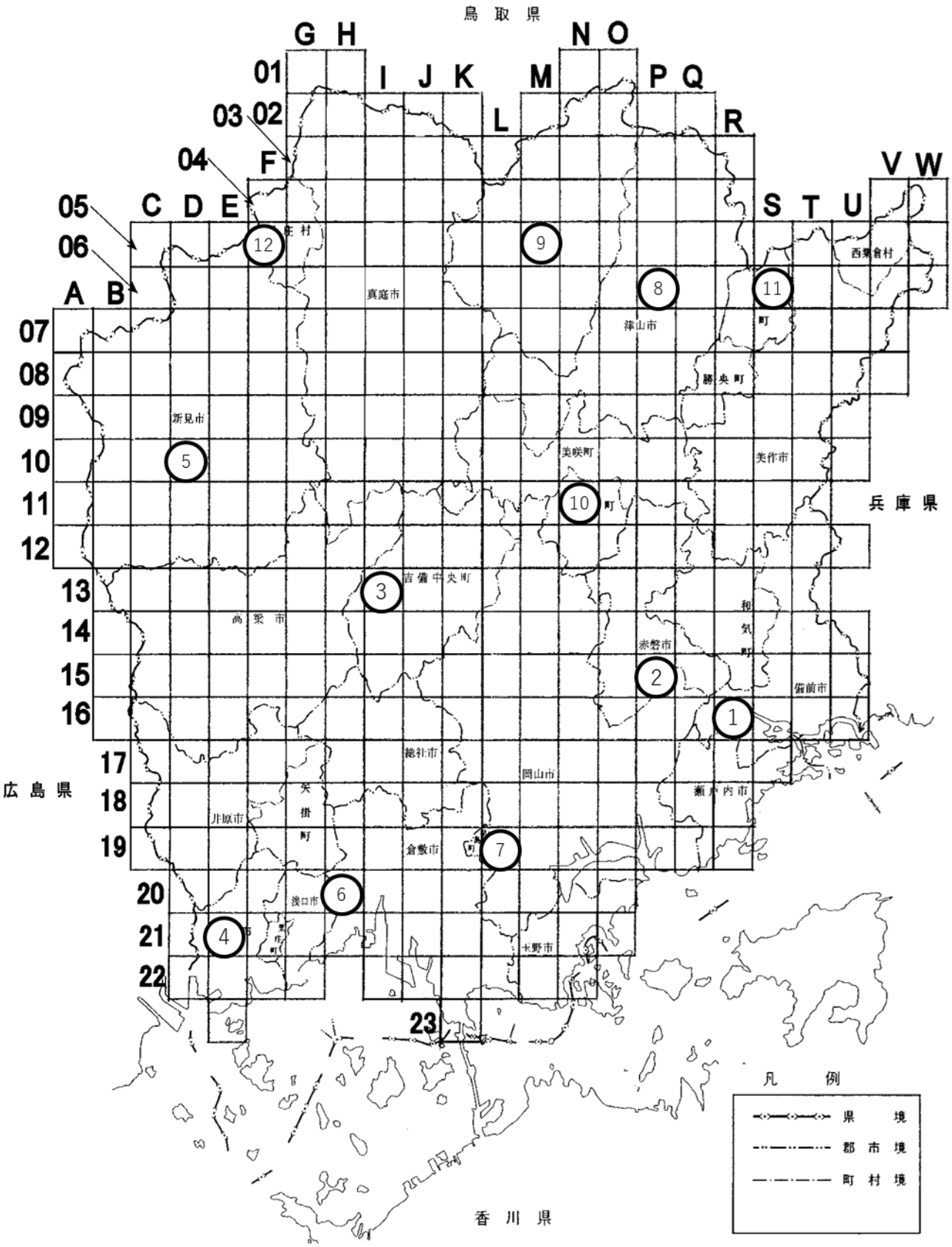
ダイオキシン類環境測定（公共用水域）地点図



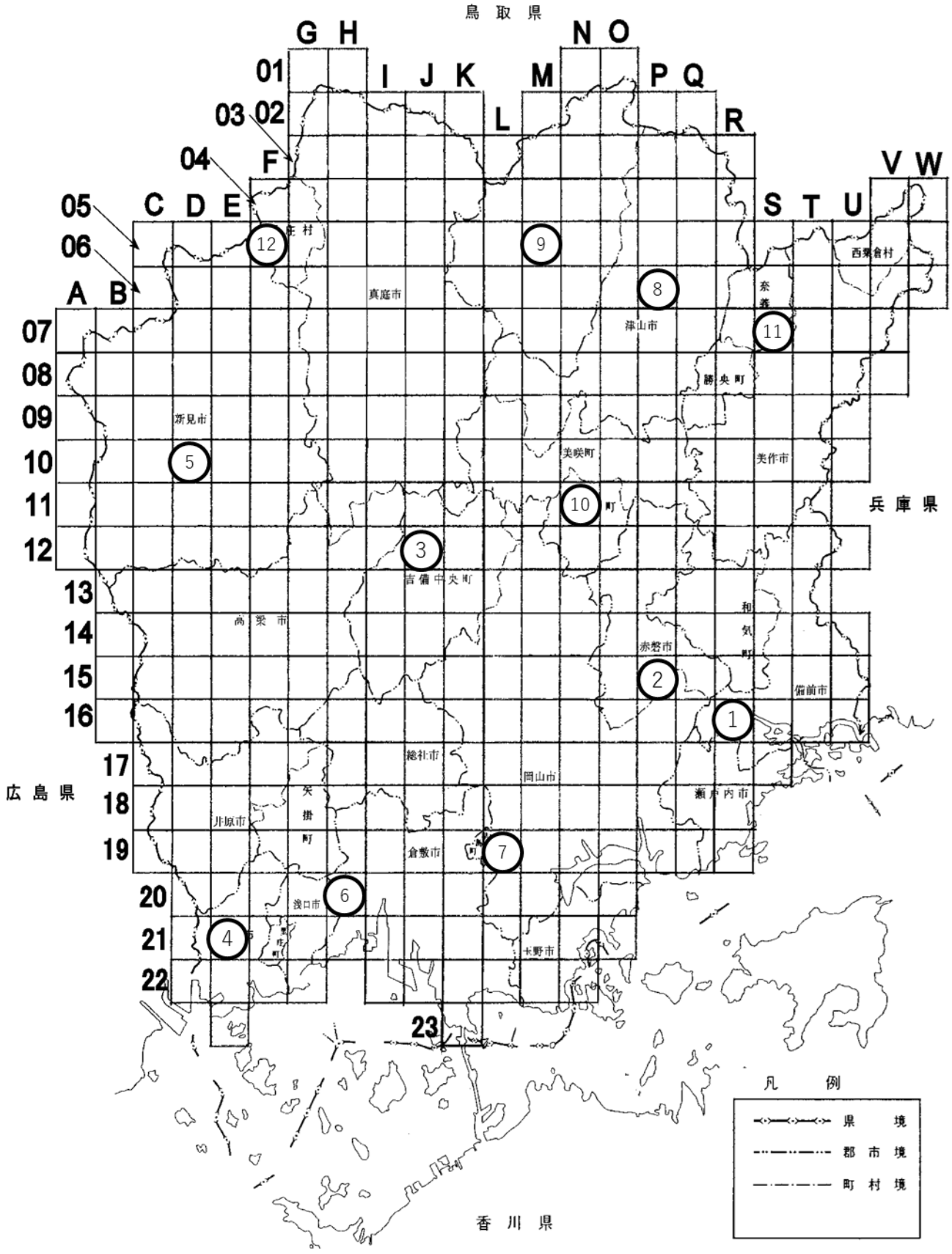
水質　：　全ての地点で実施

底質　：　河川は②⑥⑨⑩⑬⑯⑱⑲⑳の地点で実施
　　海域は全ての地点で実施

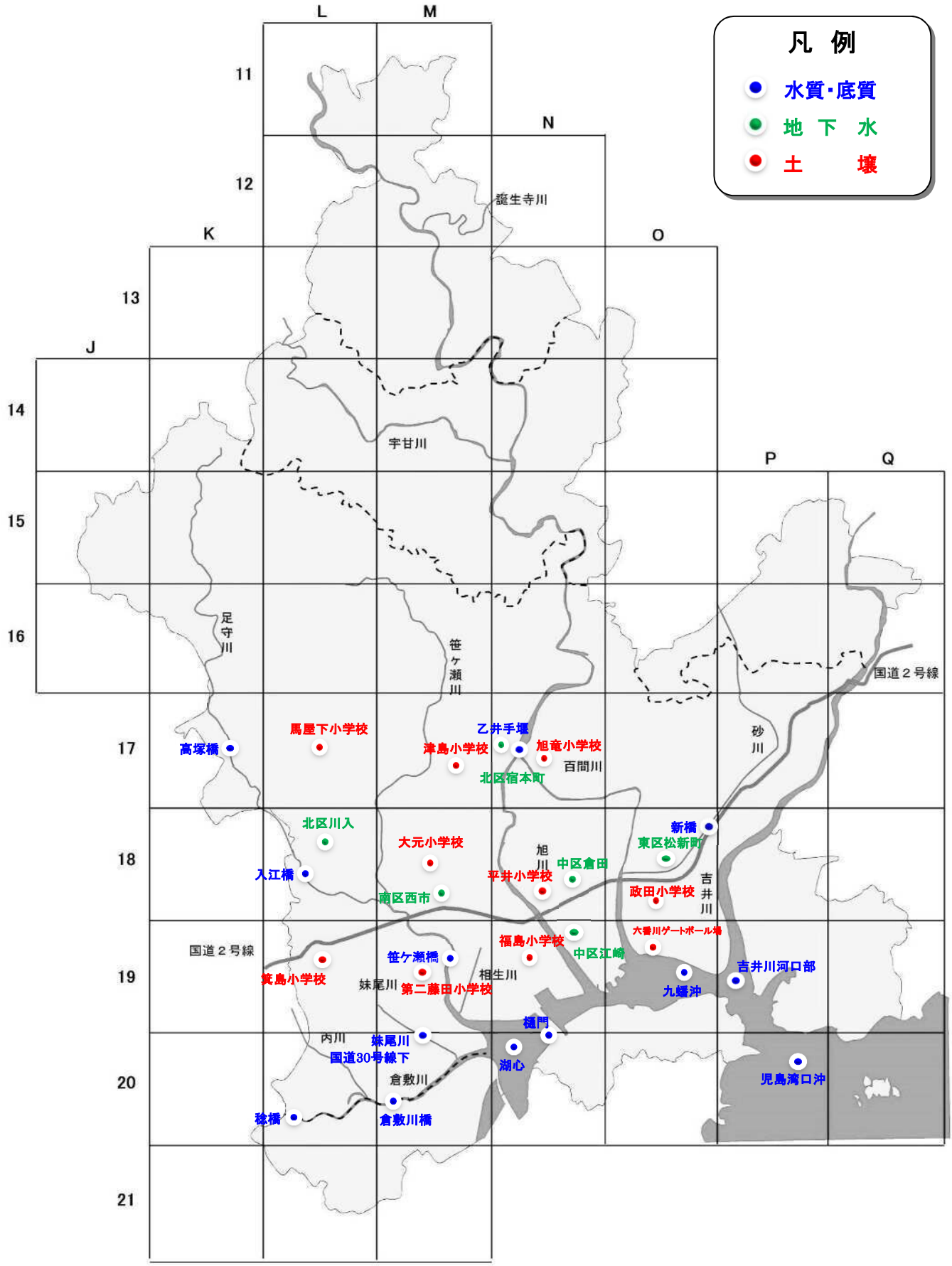
ダイオキシン類環境測定（地下水）地点図



ダイオキシン類環境測定（土壌）地点図



ダイオキシン類環境測定地点図（岡山市）



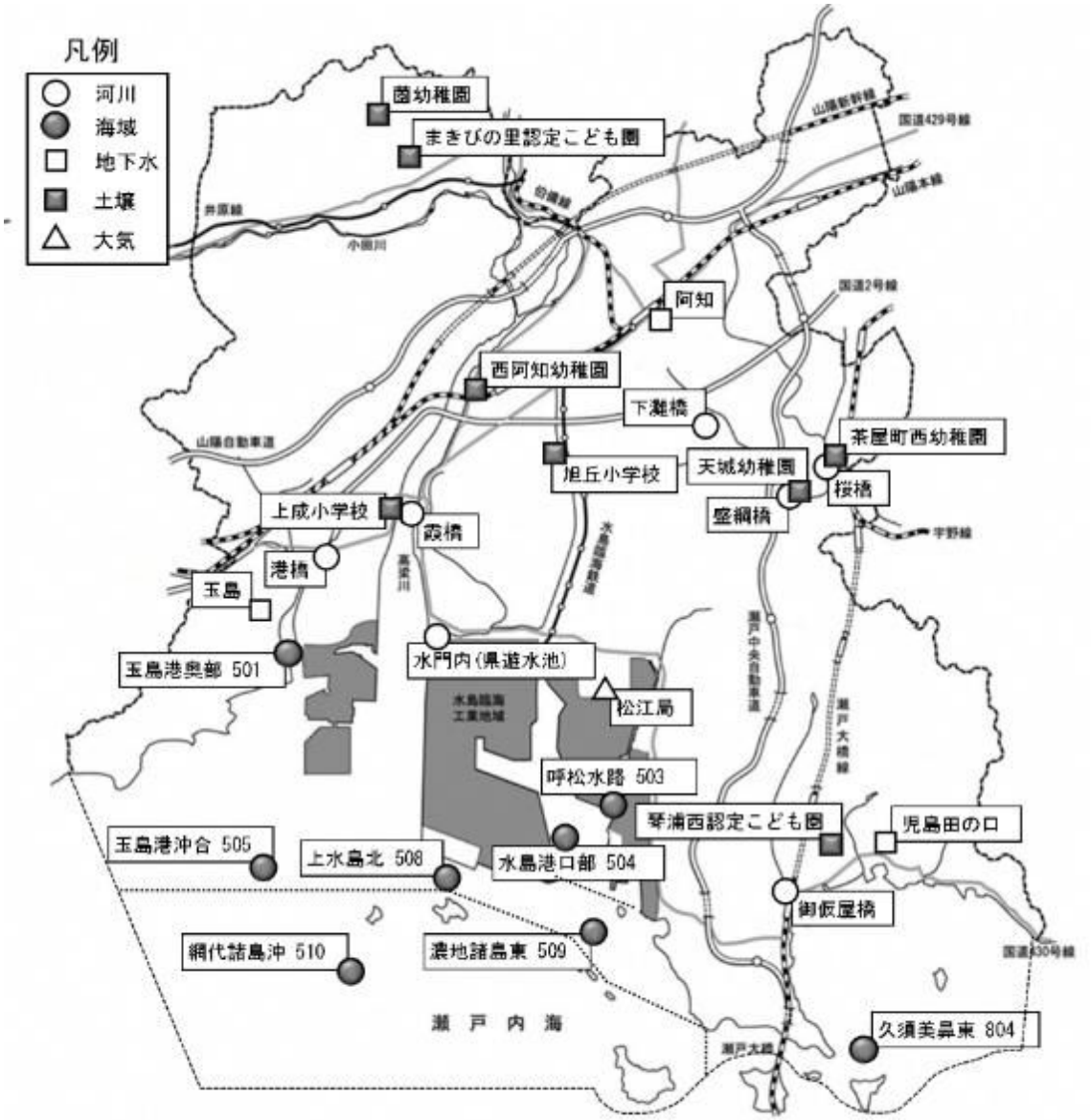
調査主体

乙井手堰（水質・底質）：国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所

上記以外：岡山市環境局環境部環境保全課

令和７年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視測定計画		
図　面　名　測定地点位置図		
図 面 番 号　１／１	縮　尺　S=FREE	令和７年１月

ダイオキシン類環境測定地点図（倉敷市）



ダイオキシン類環境測定結果（水質関係）

1　公共用水域（水質・底質）

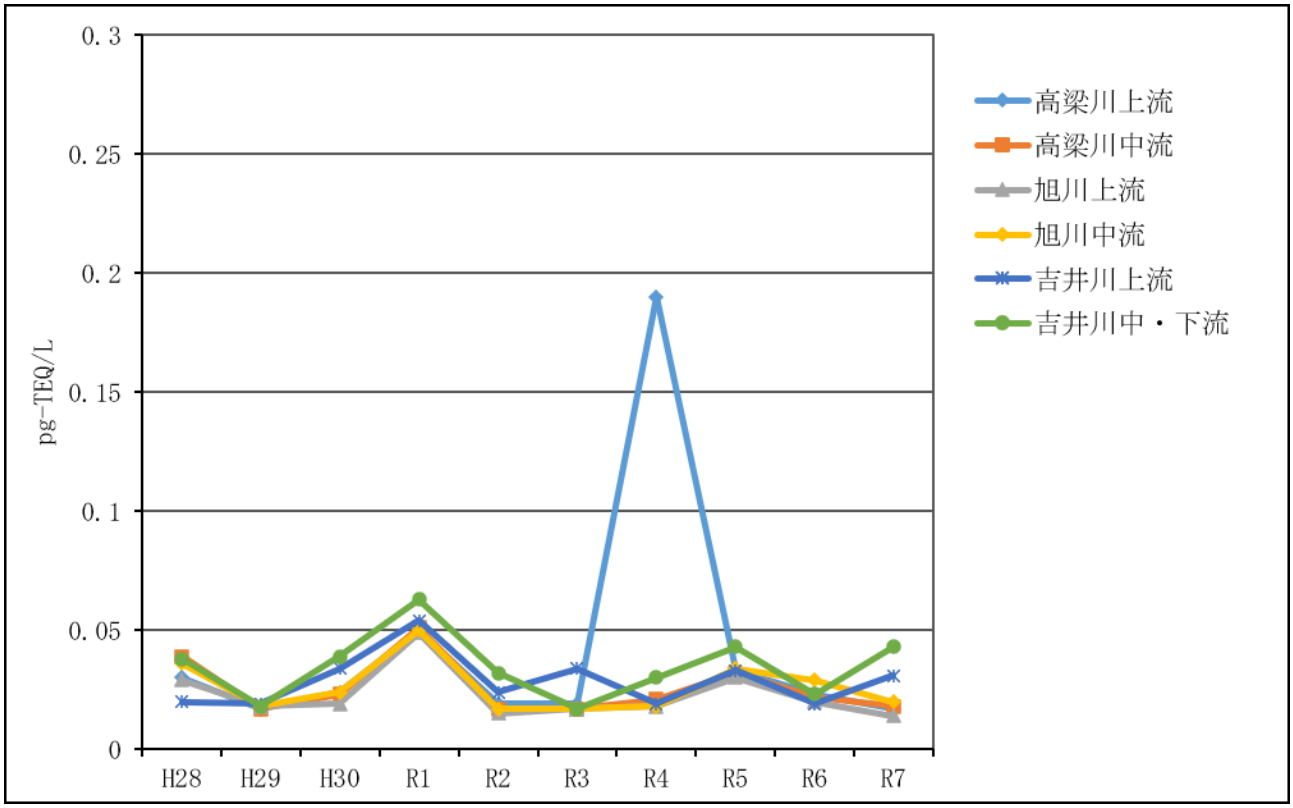
（単位：水質　pg-TEQ/L　底質　pg-TEQ/g）

No.	調査地点				水質		底質		調査
	水域名			地点名	結果	環境基準	結果	環境基準	主体
1	河川	高梁川水域	高梁川上流	一中橋	0.017	1以下	－	150以下	岡山県
2			高梁川中流	中井橋	0.018		0.077		岡山県
3			高梁川下流	霞橋	0.11		4.1		国交省
4			西川	布原橋	0.016		－		岡山県
5			小坂部川	巌橋	0.016		－		岡山県
6			有漢川	幡見橋	0.022		－		岡山県
7			成羽川	神崎橋	0.022		0.094		岡山県
8			小田川上流	猪原橋	0.02		－		岡山県
9			美山川	栄橋	0.052		－		岡山県
10		旭川水域	旭川上流	湯原ダム	0.014		3.3		岡山県
11			旭川中流	落合大橋	0.02		0.11		岡山県
12				乙井手堰	0.092		0.23		国交省
13			新庄川	大久奈橋	0.016		－		岡山県
14			砂川	新橋	0.27		0.44		岡山市
15		吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	0.031		－		岡山県
16			吉井川中・下流	周匝橋	0.043		0.091		岡山県
17				熊山橋	0.098		0.24		国交省
18				坂根堰	0.12		－		国交省
19			加茂川	加茂川橋	0.018		－		岡山県
20			梶並川	滝村堰	0.056		－		岡山県
21			滝川	三星橋	0.09		0.44		岡山県
22			吉野川	鷺湯橋	0.054		－		岡山県
23		笹ヶ瀬川水域	足守川上流	高塚橋	0.063		0.26		岡山市
24			足守川下流	入江橋	0.087		0.21		岡山市
25			笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	0.25		1.9		岡山市
26		倉敷川水域	倉敷川	下灘橋	0.17		29		倉敷市
27				盛綱橋	0.24		0.9		倉敷市
28				稔橋	0.45		5.0		岡山市
29				倉敷川橋	0.49		11		岡山市
30			妹尾川	妹尾川国道30号線下	0.43		1.9		岡山市
31			六間川	桜橋	0.39		11		倉敷市
32			汐入川	県遊水池水門内	0.28		1.1		倉敷市
33		高屋川		滝山堰	0.034		0.12		岡山県
34		里見川		鴨方川合流点	0.083		0.11		岡山県
35		伊里川		浜の川橋	0.032		0.23		岡山県
36		小田川		御仮屋橋	0.15		0.28		倉敷市
37		溜川		港橋	0.24		0.46		倉敷市
38	湖沼	児島湖		湖心	0.26		0.65		岡山市
39				樋門	0.23		7.0		岡山市
40	海域	玉島港区		玉島港奥部	0.092	1以下	14	150以下	倉敷市
41		水島港区		呼松水路	0.041		1.8		倉敷市
42				水島港口部	0.031		5.5		倉敷市
43		水島地先海域（甲）		玉島港沖合	0.078		1.0		倉敷市
44				上水島北	0.032		0.17		倉敷市
45				濃地諸島東	0.03		0.12		倉敷市
46		水島地先海域（乙）		網代諸島沖	0.033		0.92		倉敷市
47		児島湾（乙）		吉井川河口部	0.073		4.3		岡山市
48				九蟠沖	0.086		4.2		岡山市
49		児島湾（丙）		児島湾口沖	0.053		3.3		岡山市
50				波張崎南	0.062		1.3		岡山県
51		備讃瀬戸		神島御崎沖	0.062		4.9		岡山県
52				大槌島北	0.059		4.8		岡山県
53				久須美鼻東	0.03		0.31		倉敷市
54		牛窓地先海域		錦海湾	0.062		4.2		岡山県
55		播磨灘北西部		長島西南沖	0.06		5.9		岡山県

（備考）試料採取時期：岡山県は10月～12月、岡山市は４月～５月、倉敷市は10月～11月

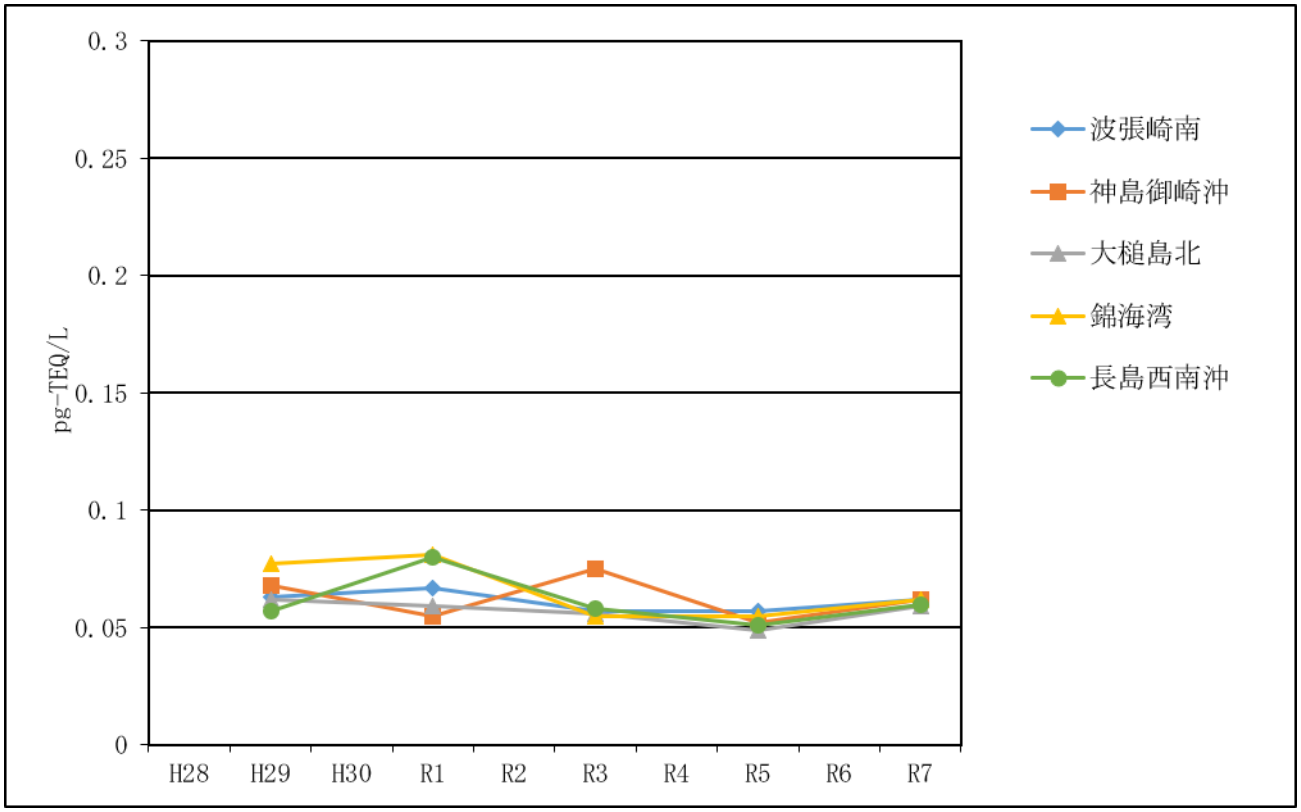
２　公共用水域測定結果の経年変化

（１）水質（河川）　　（環境基準１pg-TEQ/L 以下）



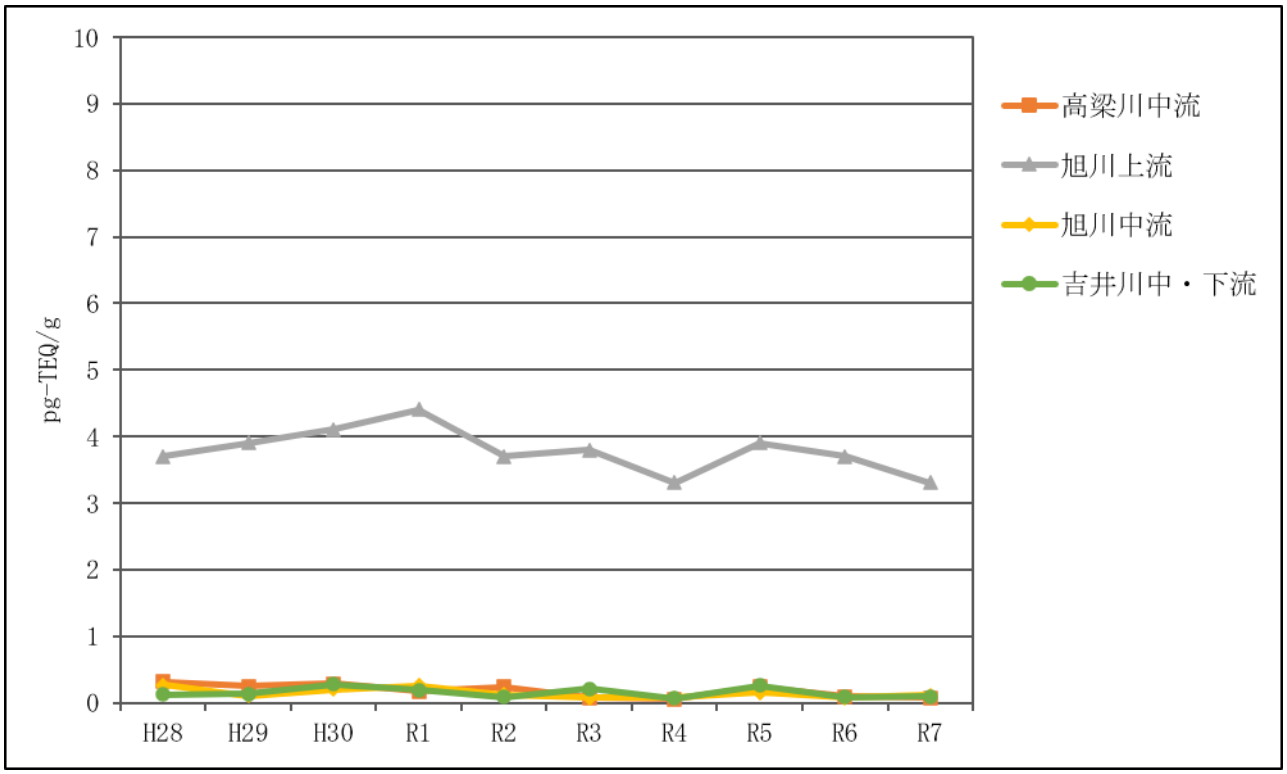
※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

（２）水質（海域）　　（環境基準１pg-TEQ/L 以下）



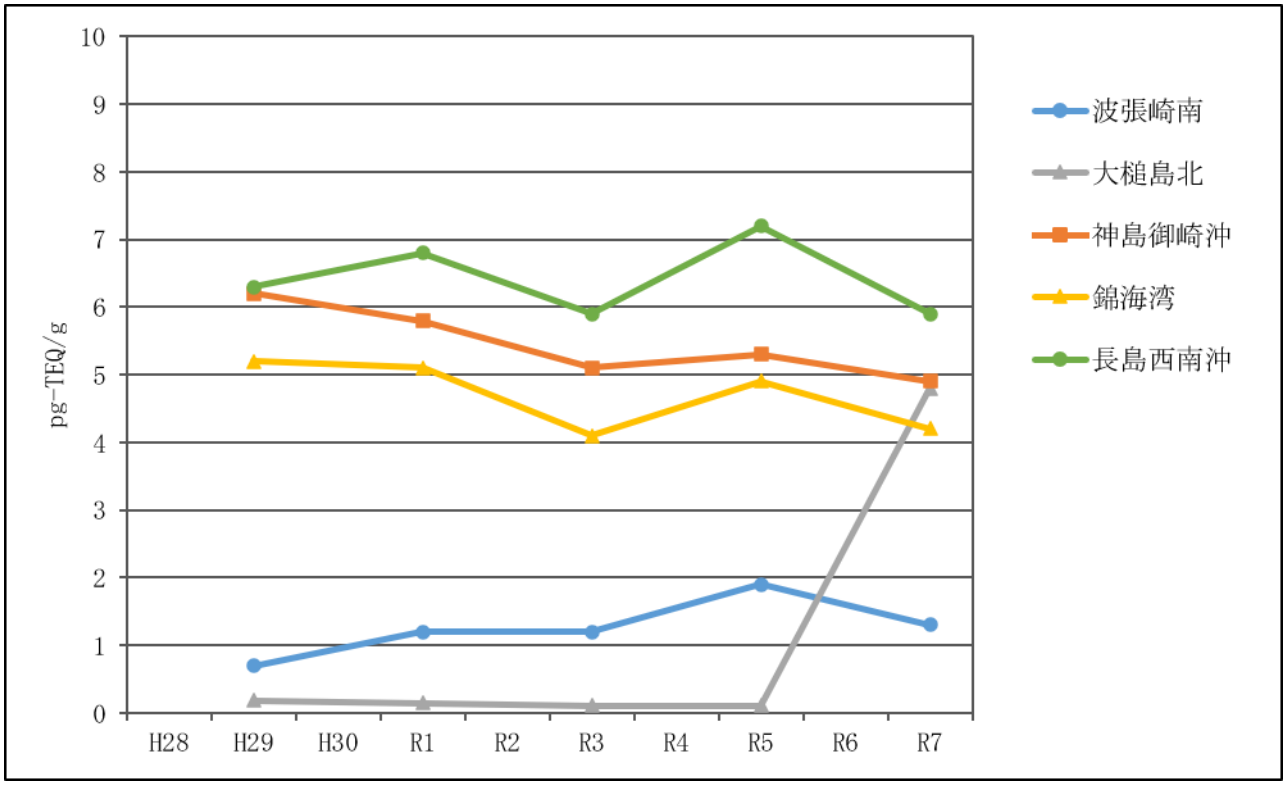
※平成 23 年度から海域 11 地点を２年で一巡するよう測定を実施している。

（３）底質（河川）　　（環境基準：150pg-TEQ/g 以下）



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

（４）底質（海域）　　（環境基準：150pg-TEQ/g 以下）



※平成 23 年度から海域 11 地点を２年で一巡するよう測定を実施している。

2　地下水

（単位：pg-TEQ/L）

No.	調査地点所在地	結　果	環境基準	調査主体
1	備前市香登本	0.058	1以下	岡山県
2	赤磐市二井	0.058		
3	吉備中央町上竹	0.058		
4	笠岡市大宜	0.074		
5	新見市西方	0.057		
6	浅口市金光町上竹	0.079		
7	早島町早島	0.058		
8	津山市加茂町行重	0.059		
9	鏡野町杉	0.057		
10	久米南町上弓削	0.057		
11	奈義町高円	0.058		
12	新庄村	0.057		
13	岡山市北区宿町本	0.035		岡山市
14	岡山市北区川入	0.069		
15	岡山市南区西市	0.13		
16	岡山市中区倉田	0.052		
17	岡山市東区松新町	0.037		
18	岡山市中区江崎	0.069		
19	倉敷市玉島柏島	0.033		倉敷市
20	倉敷市阿知	0.065		
21	倉敷市児島田の口	1.8		

(備考)試料採取時期：岡山県は10～11月、岡山市は５月、倉敷市は９月

3　土壌

（単位：pg-TEQ/g）

No.	調査地点名称	調査地点所在地	結果	環境基準	調査主体
1	備前市立伊部小学校	備前市伊部	0.18	1,000以下	岡山県
2	赤磐市立山陽東小学校	赤磐市桜が丘	0.12		
3	和田運動公園	吉備中央町和田	0.51		
4	笠岡市立笠岡西中学校	笠岡市笠岡	0.18		
5	新見市立西方小学校	新見市西方	0.13		
6	金光竹小学校	浅口市金光町下竹	0.55		
7	若宮グラウンド	早島町若宮	0.69		
8	加茂町スポーツセンター	津山市加茂町	0.081		
9	女原多目的広場	鏡野町女原	0.34		
10	久米南町民運動公園多目的グラウンド	久米南町上弓削	0.013		
11	高円住宅　空き地	奈義町高円	0.14		
12	新庄村総合運動公園	新庄村	0.14		
13	馬屋下小学校	岡山市北区松尾	0.058		岡山市
14	箕島小学校	岡山市南区箕島	0.17		
15	津島小学校	岡山市北区津島本町	0.017		
16	大元小学校	岡山市北区大元上町	0.16		
17	第二藤田小学校	岡山市南区藤田	0.34		
18	旭竜小学校	岡山市中区八幡	0.034		
19	平井小学校	岡山市中区平井	0.12		
20	福島小学校	岡山市南区立川町	0.78		
21	政田小学校	岡山市東区政津	0.0021		
22	六番川ゲートボール場	岡山市東区升田	0.37		
23	まきびの里認定こども園	倉敷市真備町有井	0.00099		倉敷市
24	茶屋町西幼稚園	倉敷市茶屋町	1.2		
25	西阿知幼稚園	倉敷市西阿知町西原	0.15		
26	天城幼稚園	倉敷市藤戸町天城	2.3		
27	薗幼稚園	倉敷市真備町市場	0.045		
28	琴浦西認定こども園	倉敷市児島下の町	1.4		
29	旭丘小学校	倉敷市連島町連島	0.00094		
30	上成小学校	倉敷市玉島乙島	0.0092		

(備考)試料採取時期：岡山県は５月～７月、岡山市は７月、倉敷市は12月